

管 理

<維持・保存> (旧農地法施行令第15条第1項第2号)

①草刈り等

②境界確定・越境物の是正等

②完了

都道府県

不要地調書の作成・提出
(旧農地法施行令第15条第4項)

認定の通知

管理状況について
の報告
(旧農地法施行令第15条第4項)

引継調書の作成・送付
(旧農地法施行令第15条第4項)

標準処理期間 (2 か月)

引継ぎ

地方農政局

不要地認定
(旧農地法第80条第1項)

境界確定等が適正に
行われているかを書
面等により確認

現地立会い等による確認

是正完了

現地立会いの結果、是正が必要な事由が見つかった場合

是正措置

是正依頼

引継が相当と判断

(国有財産法施行令第3条)

引継通知書の作成・送付

国有財産受渡證書の作成
・送付

受渡證書の受理

財務局及び財
務事務所等

事前打合せ

引継通知
(回答) 送付

受渡證書送付

∧ 引継終了 ∨

- ①地方農政局からの事前打合せ依頼から、原則、10営業日以内に打合せを行う。
- ②事前打合せ後、原則、10営業日以内に現地立会いを行う。
- ③また立会い後、10営業日以内に是正事項の連絡を行う。
(※②については、管理主体である都道府県の意向により、都道府県と財務事務所等により行うことがある)

通知文書・受渡證書が届いた日から原則、10営業日以内に返答を行う

標準処理期間 (4 か月※)

※都道府県による維持・保存及び管理状況の確認や是正措置等の期間及び災害・降雪等により現地確認が困難な期間並びに旧所有者の意向確認に係る期間を除く。

引継立会調書

物件の表示	土地	所在地		種目 (地目)	数量(地積)	所有権以外の権利の有無
	台帳			敷地	m ²	
	登記			宅地	m ²	
	立木竹	代表的な樹種		種目	数量	所有権以外の権利の有無
	台帳					
	建物	種目(種類)	家屋番号	構造	数量(建/延)	所有権以外の権利の有無
	台帳				m ²	
	登記				m ²	
	工作物	種目	代表的な細分	構造	数量	所有権以外の権利の有無
	台帳					

都市計画等	調 査 項 目					
	都市計画	□市街化区域 □市街化調整区域 □都市計画区域外				
	用途地域	地域		□指定なし		
	建ぺい率	%		容積率	%	
	その他法令上の制限	□有() □無				
	都市計画事業等	□有(仮換地指定等 □有 □無) □無				
	道路の状況等	建築基準法第 条 項 号		その他() □無		
	埋蔵文化財の有無	□有(内容は別図のとおり) □無				

(注) 1. その他法令上の制限欄は、特別用途地区、高度地区、風致地区、緑地指定等、地区名と規制の内容等を簡記する。

2. 道路の状況等欄は、都市計画道路や接面道路の拡幅計画等にも留意する。

土地の状況	調 査 項 目						
	境界紛争	□有(内容は別紙のとおり) □無(境界確定協議書添付)					
	境界標	□有 □一部、全部無(喪失箇所は別図のとおり)					
	境界杭の種類	□図面表示と一致 □不一致(理由)					
	検 測 結 果	□図面表示と一致 □不一致(理由)					
	投 棄 物	□有(投棄物の内容は別図のとおり) □無					
	越 境 物	□有(越境物の内容は別図のとおり) □無					
	敷地内工作物	□有(工作物の内容は別図のとおり) □無					
	土 壌 汚 染	□有(汚染物質の内容は別紙、別図のとおり) □無					
	電柱	電柱の有無	□敷地内に有(位置は別図のとおり) □無				
		移設の要否	□要(□移設可能 □移設不可能) □否				
		電柱の管理	□電力 □NTT □町内会 □その他()				
	空中の状況	電線	□有(位置は別図のとおり) □無				
		高圧線	□有(位置は別図のとおり) □無				
		移設の要否	□要 □否				
	地下埋設物	上水管	□有(埋設位置等は別図のとおり) □無				
		下水管	□有(埋設位置等は別図のとおり) □無				
ガス管		□有(埋設位置等は別図のとおり) □無					
その他		□有(埋設物の内容は別図のとおり) □無					
立木竹の状況	立木竹の有無	□有(樹木の内容は別図のとおり) □無					
	台帳登載	□有(□現物と一致 □不一致) □無					
	移植等の要否	□要(□移植等可能 □移植等不可能) □否					
備 考							

注) 越境物については、ライフライン、庭石、立木竹の内外への越境等も併せて調査する。

調 査 項 目		
工 作 物 の 状 況	図面、台帳との整合性	<input type="checkbox"/> 一致 <input type="checkbox"/> 不一致(内容)
	台帳登載外物件の有無	<input type="checkbox"/> 有(内容) <input type="checkbox"/> 無
	不法駐車等防止措置	<input type="checkbox"/> 有(内容) <input type="checkbox"/> 無
	不法侵入防止措置	<input type="checkbox"/> 有(内容) <input type="checkbox"/> 無
	崩壊等危険箇所の有無	<input type="checkbox"/> 有(内容) <input type="checkbox"/> 無
	危険防止措置の要否	<input type="checkbox"/> 要(内容) <input type="checkbox"/> 否
備	考	

添 付 資 料	(共通) <input type="checkbox"/> 受渡証書 <input type="checkbox"/> 国有財産台帳 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 鍵
	(土地) <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 公図 <input type="checkbox"/> 実測図 <input type="checkbox"/> 現況測量図 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 公共用地境界確定協議書 <input type="checkbox"/> 境界確定協議書 <input type="checkbox"/> 境界杭写真 <input type="checkbox"/> 土地履歴調査資料
	(立木竹) <input type="checkbox"/> 毎木現況図 <input type="checkbox"/> 毎木調査表
	(工作物) <input type="checkbox"/> 設計図書等 <input type="checkbox"/> 燃料等除去証明
	<以下該当する場合>
	<input type="checkbox"/> 登記囑託関係書類 <input type="checkbox"/> 工作物に関する確認書 <input type="checkbox"/> 越境物に関する確認書 <input type="checkbox"/> 無償使用確認書
	<input type="checkbox"/> 道路確定図面等 <input type="checkbox"/> 都市計画道路概略線証明等 <input type="checkbox"/> 土地履歴詳細調査票
	<input type="checkbox"/> 土壌汚染概況調査書 <input type="checkbox"/> 土壌汚染詳細調査書 <input type="checkbox"/> 埋蔵文化財調査資料
	<input type="checkbox"/> 埋蔵文化財試掘調査書 <input type="checkbox"/> 文化財保護法資料 <input type="checkbox"/> 仮換地指定通知書等
	<input type="checkbox"/> 地下埋設物撤去確約書 <input type="checkbox"/> 滅失登記簿 <input type="checkbox"/> 飛散性アスベスト調査報告書 <input type="checkbox"/> 各工作物求積図 <input type="checkbox"/> PCB除去証明 <input type="checkbox"/> ダイオキシン汚染調査書 <input type="checkbox"/> 特定フロンガス除去証明 <input type="checkbox"/> その他参考資料 (<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>)

〇〇第〇〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇地方農政局
〇〇課長 殿

財務(支)局(事務所、出張所)
課長(統括国有財産管理官) 印

是正事項連絡票の送付について

令和〇〇年〇月〇日付〇〇第〇〇〇〇号をもって事前打合せ依頼のあった下記財産について、事前調査及び令和〇年〇月〇日の現地調査の結果、財産の引継ぎにあたって別紙の事項については是正措置を必要としますので連絡します。

記

財産の表示
所在地：
区分・数量：

別 紙

是 正 事 項 連 絡 票

是正事項	理 由 等

〔 記載要領 〕

求める是正事項の理由欄には、相手方に求める是正事項を具体的に記載すること。

【国有財産と隣接地の境界線上に工作物が設置されている場合で、工作物の所有権が共有の場合】

工作物に関する確認書

下記財産と隣接土地（ ）
との境界線上にある工作物（ ）については、国と（隣接土地所有者・賃貸権者名等の名前を記入）とが共有で設置したものであることを確認
します。

記

財産の表示

(所在地)

令和〇年〇月〇日

国有地管理者

農林水産省 所管国有財産部局長

〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 印

工作物共有者

(住所)

(氏名)

----- 印

【国有財産と隣接地の境界線上に工作物が設置され、工作物の所有者が国以外の場合】

工作物に関する確認書

下記財産と隣接土地（ ）
との境界線上にある工作物（ ）については、
（隣接土地所有者、賃貸権者等の名前を記入）が設置したものであることを確認します。

なお、当該工作物については、将来改築等を実施する際には境界線上から撤去又は移動することを確認します。

記

財産の表示

（所在地）

令和〇年〇月〇日

工作物所有者

（住所）

（氏名）

印

【国有財産と隣接地の境界線上に工作物が設置され、工作物の所有権が国の場合】

工作物に関する確認書

下記財産と隣接土地（ ）
との境界線上にある工作物（ ）については、国が設置したものであることを確認します。

隣接土地所有者は、当該工作物について、今後撤去及び使用料を求めないことを確認します。

記

財産の表示

(所在地)

令和〇年〇月〇日

国有地管理者

農林水産省 所管国有財産部局長

〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 印

隣接土地所有者

(住所)

(氏名)

印

(別添5)

【国有財産に工作物等が越境して設置され、工作物等の所有者が国以外の場合】

越境物に関する確認書（その1）

下記1の財産に対し、下記2の（ ）が越境していることを確認します。

また、当事者間において以下の事項について確認します。

- ① 当該越境物は将来改築等を実施する際には撤去又は移動すること。
- ② 問題が生じた場合には越境物所有者において解決すること。
- ③ 上記①及び②については、権利承継時においても引き継ぐこと。

記

- 1 財産の所在、地番、地目、地積

- 2 越境物の所在、家屋番号、種類、構造等

令和〇年〇月〇日

国有地管理者

農林水産省 所管国有財産部局長

〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 印

越境物所有者

(住所) 〒

(氏名)

印

(別添5)

【隣接地に工作物等が越境して設置され、工作物等の所有者が国の場合】

越境物に関する確認書 (その2)

下記1の財産の () が隣接地2に越境していることを確認します。

また、当事者間において以下の事項について確認します。

- ① 当該越境物は将来改築等を実施する際には撤去又は移動すること。
- ② 隣接地所有者は当該越境物について、撤去及び越境部分に係る土地の使用料を求めないこと。
- ③ 上記①及び②については、権利承継時においても引き継ぐこと。

記

1 財産の表示

(1) 土地の所在、地番、地目、地積

(2) 建物の所在、家屋番号、種類、数量

2 隣接地の所在、地番

令和〇年〇月〇日

国有地管理者

農林水産省 所管国有財産部局長

〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 印

隣接地所有者

(住所) 〒

(氏名)

印

(別添6)

【国有財産の敷地内に隣接地等のガス管や上下水道管が埋設されている場合】

将来的に移設する旨の確認書

下記1の財産内に、下記2の()が埋設されていることを確認します。

また、当事者間において以下の事項について確認します。

- ① 当該下記2の()は将来改築等を実施する際には撤去又は移設すること。
- ② 問題が生じた場合には(下記2所有者)において解決すること。
- ③ 上記①及び②については、権利承継時においても引き継ぐこと。

記

- 1 財産の所在、地番、地目、地積
- 2 越境物の所在、家屋番号、種類、構造等

令和〇年〇月〇日

国有地管理者

農林水産省 所管国有財産部局長

〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 印

上記2の所有者

(住所) 〒

(氏名)

印

(別添7)

令和〇年〇月〇日

〇〇財務(支)局

〇〇財務事務(出張)所長殿

国有地管理者

農林水産省所管国有財産部局長

〇〇〇〇局長〇〇〇〇印

地下埋設物撤去確約書

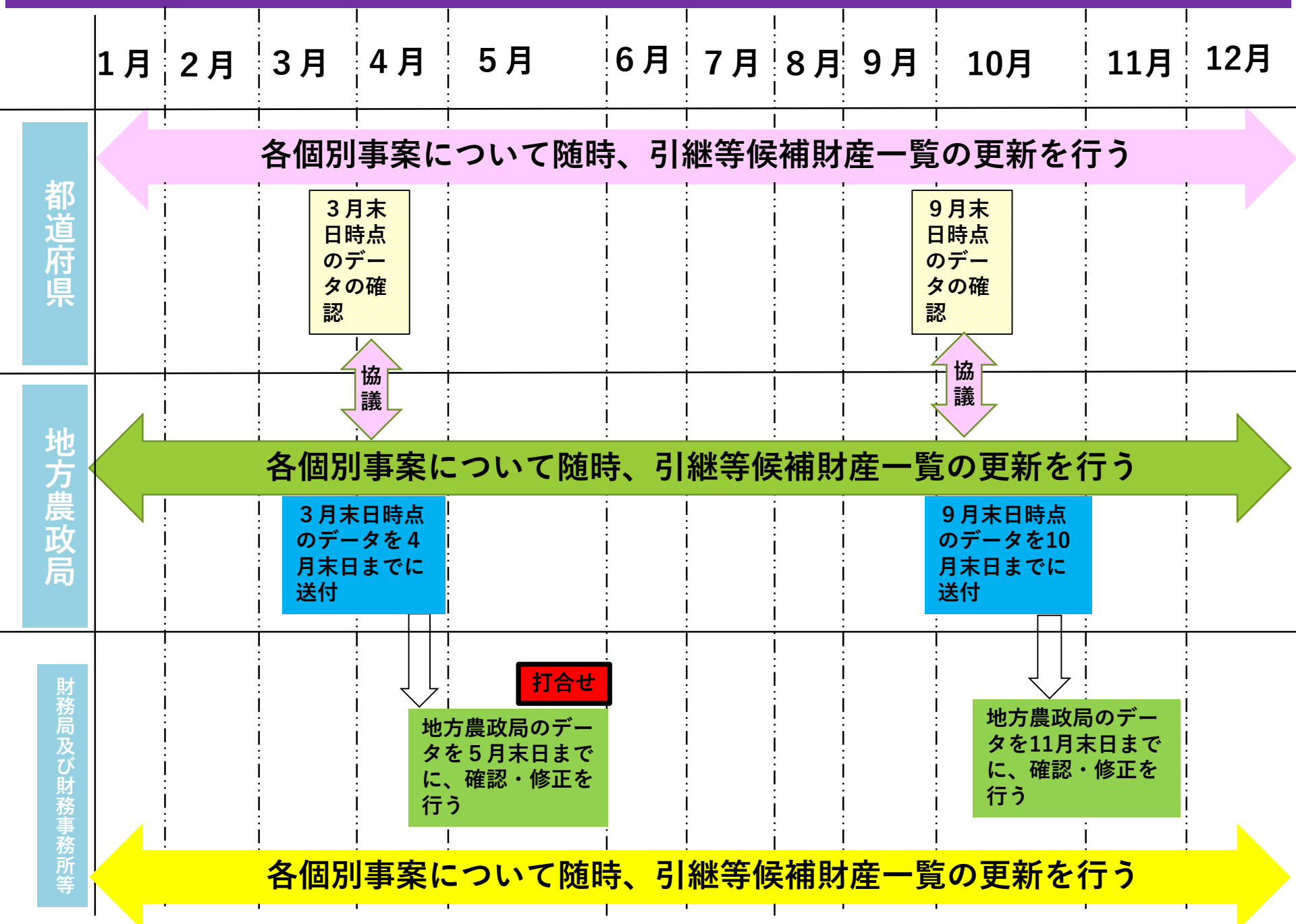
下記財産については、次のとおり確認します。

引継ぎ後、埋設物の存在が判明し、撤去等の必要が生じた場合には、当方の責任において、埋設物の撤去及び損害の補てんをすること。

記

- 1 財産の所在地
- 2 地目
- 3 地積

国有農地等における年間打ち合わせスケジュール



← 各個別事案について随時、引継等候補財産一覧の更新を行う →

3月末日時点のデータの確認

9月末日時点のデータの確認

協議

協議

← 各個別事案について随時、引継等候補財産一覧の更新を行う →

3月末日時点のデータを4月末日までに送付

9月末日時点のデータを10月末日までに送付

打合せ

地方農政局のデータを5月末日までに、確認・修正を行う

地方農政局のデータを11月末日までに、確認・修正を行う

← 各個別事案について随時、引継等候補財産一覧の更新を行う →

土地履歴詳細調査票

調査担当者等： 所属		職名	氏名	印	
所在地：					
公的資料調査	水質汚濁防止法・下水道法の特定施設	該当・非該当（物質名） その他参考事項 （注）書類の保存期限後で破棄されている場合は、その旨記載。			
	水質汚濁防止法の常時監視結果の公表内容				
	地方公共団体の関係条例及び指導要綱等の名称及び内容、その他参考事項				
登記簿調査	土地所有者名の推移	地目	地番	地積（分合筆）	異動年月日／理由
	（注）閉鎖登記簿調査で、原則代表地番のみ調査。登記簿上の移動がない場合は「異動なし」と記載すること（以下同様）				
建物登記簿	建築年月日	家屋番号	構造	用途	所有者の異動／理由
	（注）可能な限り調査すること。家屋番号が判明すれば記載すること。				
古地図調査	発行年と地図会社名（地図掲載の頁数【コピー添付】）				
	年発行	社の地図	頁による建物用途		
	年発行	社の地図	頁による建物用途		
	年発行	社の地図	頁による建物用途		
備考：					
（注）可能な限り古い年代まで、現況又は引継ぎ時解体された建物と異なる建物の存在を確認すること。					
聴き取り調査	化学工場、金属製品工場、電気機械工場、塗装、鍍金工場、機械器具製造工場、印刷工場、化学研究施設工場、廃品回収施設、ガソリンスタンド、クリーニング洗濯工場、病院、防衛（軍事）施設、その他（ ）				
	M・T・S・H・R 年頃：施設名				
	聴取相手先（又は氏名）		対象不動産との関係（隣接居住者等）		
	1				
	2				
備考					
土壌調査：要・不要					

(別添10)

〇〇第〇〇〇〇号

令和〇年〇月〇日

農林水産省所管国有財産部局長

〇〇農政局長 殿

〇〇財務局〇〇財務事務所長 〇〇 〇〇

国有財産の引継ぎについて(回答)

令和〇〇年〇月〇日付〇〇〇〇第〇〇〇〇号をもって通知のあった下記財産にかかる標記のことについては異存がないので、すみやかに引継引受財産受渡証書(2通)を作成のうえ、送付されたい。

記

所在地

区分・数量

〇〇第〇〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

農林水産省所管国有財産部局長
〇〇農政局長 殿

〇〇財務局〇〇財務事務所長 〇〇 〇〇

引継引受財産受渡証書の送付について

令和〇年〇月〇日付〇〇第〇〇〇〇号をもって送付のあった下記財産にかかる標記のことについては、当所の押印を了したので、別添のとおり引継引受財産受渡証書1通を送付します。

記

財産の表示
所在地
区分・数量

引継引渡財産受渡証書

受渡 令和〇年〇月〇日

渡 〇〇省 所管国有財産部局長
〇〇〇〇局長 〇〇〇〇

受 財務省一般会計
国有財産部局長
〇〇財務(支)局長 〇〇〇〇

次のとおり、国有財産の受渡を了した。

区分	渡	受
所管名	〇 〇 省	財 務 省
会計名	一 般 会 計	一 般 会 計
分類	行 政 財 産	普 通 財 産
種類	公 用 財 産	
用途	庁 舎 敷 地 等	
増減事由 用 語	財務省(〇〇財務局)へ引継	〇 〇 省 (〇 〇 〇 〇 〇) よ り 〇 〇 〇

所 在		〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番			
区分	数量単位	数 量	価 格	有 償 価 格	備 考
土 地	平方 メートル		円	円	端数
立 木 竹 ()					
建 物	平方 メートル	—			端数 —
工 作 物		一式			
計					

記載要領

- 1 所管名、会計名、分類及び種類は、国有財産法令に定めるところによる。
用途は、渡し部局においては従前の用途を、受ける部局においては財産異動の目的を
- 2 記載する。記載方法は、「庁舎敷地」、「宿舎（省庁別・合同の別）」等とする。
- 3 増減事由用語は、国有財産法施行細則別表第2による。
増減事由用語に冠記する所管名（特別会計にあつては会計名も）及び部局名については、例えば〇〇省（〇〇財務局〇〇財務事務所）より（又はへ）所管換というように財産受渡しの当該部局名を記載する。
- 4 所在、区分、数量単位、数量及び価格は、渡し部局の国有財産台帳による。ただし、公共物より編入する場合は、受ける部局の国有財産台帳に登録すべきものによる。また、所在が二以上ある場合には、主たるもの「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地外」と記載する。
- 5 区分中、立木竹及び船舶については、種目を（ ）書で記載する。
- 6 建物の数量は、建面積及び延べ面積を記載する。
- 7 有償価格は、異なる会計間の財産の異動の場合に限り記載する。
- 8 受渡数量が、実測未済のものである場合は、この旨を備考欄に記載する。
- 9 財産の詳細がわかる別表内訳明細表を添付する。